

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助上限額	補助対象期間
介護施設を営業者が、外国人介護人材用の住居を借上げ、居住させるために必要な経費を補助する事業	次のいずれの要件を全て満たす長崎県内に所在する介護サービス事業者 (1) 介護保険法に基づく指定又は許可を受けているもの (2) 外国人材用の住居を借上げているもの。	当該年度における費用で、賃借料、共益費（管理費）、その他知事が認めるもので、1戸あたり月額から居住者（外国人材）負担額を差し引いた額 ※「賃借料」には次に掲げるものは含まれない。 ① 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの ② 電気、ガス、水道等の料金 ③ 店舗付住宅の店舗部分その他これらに類するものに係る借料 ④ 駐車場料金	1事業所あたり 400,000円/年以内	1/2以内	1事業所あたり 200,000円/年 外国人材1人あたり 15,000円/月	雇用開始日から1年以内